一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和4年10月24日(月)				
会議時間	開会 午後 1 時 32 分 閉会 午後 2 時 55 分				
場所	第2委員会室				
出席委員	委員長 沼 倉 憲 二 副委員長 佐 藤 幸 淑				
	委員小岩寿一 委員佐々木久助				
	委員佐藤浩委員武田 ユキ子				
	委員千葉幸男				
遅刻	遅刻なし				
早 退	早退なし				
欠席委員	欠 席 委 員 千 葉 栄 生				
事務局職員	熊谷局長補佐兼調査係長				
出席説明員	総務部長ほか4名				
本日の会議に	所管事務調査				
付した事件	・公共施設等総合管理計画の取組について				
	・今後の調査項目について				
議事の経過	別紙のとおり				

総務常任委員会記録

令和4年10月24日

(開会 午後1時32分)

委員長 : ただいまの出席委員は7名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

千葉栄生委員より欠席の旨、届出がありました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

本日の調査に当たり、当局から総務部長の出席を求めたいと思いますが、これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、議長を通じて、総務部長の出席を求めることといたします。 暫時休憩します。

(休憩 13:34~13:35)

委員長 :休憩前に引き続き再開いたします。

初めに公共施設等総合管理計画の取組についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

千葉総務部長。

総務部長:本日は総務部から、公共施設等総合管理計画の改訂について、それから公共施設等総 務管理計画第1期中期計画に係る令和4年度の取組状況について説明をさせていただき ます。

まず1つ目の公共施設等総合管理計画の改訂につきましてですが、公共施設等総合管理計画は平成29年3月に30年間の長期計画を策定しております。

これについて、国から地方公共団体に対し、国の通知に基づく計画の見直しを令和5年度まで行うよう要請があったところでございます。

今般この通知の内容に合わせて計画を改訂しようとするものでございます。

2つ目は、公共施設等総合管理計画の第1期中期計画に係る令和4年度の取組状況ということですが、令和3年9月に決定いたしました先導的な取組による施設保有の見直し方針において、廃止や譲渡など、保有縮減とした施設についての取組、それからこの方針見直しの対象としていない施設及び保有維持とした施設の保全計画、これを個別施設計画としておりますが、この作成についての取組について説明をさせていただきます。

詳細については財政課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:それでは私から説明をさせていただきます。

初めに、資料1-1を御覧いただきたいと思います。

公共施設等の見直しに関しては、これまで様々な計画を作成してまいりました。

この資料は、これらの関係を図にまとめたものでございます。

まず一番上の公共施設白書ですけれども、これは市が所有する公共施設の現状を明らかにし、今後の維持管理や運営の在り方を検討するための資料として平成 28 年 10 月に作成したものでございます。

これを受けまして、次にこの白書を基に、長期的な視点から、公共施設などの適正管理に向けた基本的な考え方や取組の方向性をまとめた公共施設等総合管理計画を平成29年3月に作成したところでございます。

計画期間は30年間で、平成29年度から令和28年度まででございます。

この計画の目標数値ですが、行政財産の建物系施設の延べ床面積を30年間でおおむね 3割縮減するとしたところでございます。

次に、図の大きな囲みの部分となりますけれども、これは公共施設等総合管理計画が30年間の長期にわたる計画でありますことから、計画を着実に推進するため、10年ごとの3期に分けて中期計画を定めるとしたものでございます。

第1期中期計画は、平成30年6月に策定しまして、計画期間は令和8年度までの9年間としたところです。

目標は3つ定めております。

まず(1)でございます。

行政財産の建物系施設の延べ床面積を9年間でおおむね1割縮減すること。

それから(2)修繕、改修、更新などに要する計画期間の普通建設事業費をおおむね 280億円以内とすること。

それから(3)施設保全に関する対応方針を全ての対象施設で設定することとしたものでございます。

この第1期中期計画に基づく具体的な取組の方針につきましては、先導的な取組による施設保有の見直し方針というものを令和3年9月に定めたところでございます。

この方針は、対象とする条件、具体的には老朽化ですとか小規模なもの、それから公 共性が低下したものという施設について、該当する 142 の施設保有の見直しを図ろうと するものでございます。

142 施設の内訳につきましては、保有維持として長寿命化改修などを検討することと した施設が73 施設で、区分については長寿命化改修、それから、修繕、転用、規模縮小、 活用の5つの区分としたところでございます。

施設を残さないもの、これは保有縮減とし、譲渡や廃止を検討することとした施設が69 施設でございまして、区分は譲渡と廃止の2つでございます。

資料1-2を御覧いただきたいと思います。

資料1-2につきましては、ただいま説明を申し上げましたそれぞれの計画等の概要

をまとめたものでございます。

もう少し詳しい内容となっておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。 次に、資料2-1を御覧いただきたいと思います。

この資料は、公共施設等総合管理計画の改訂箇所について、新旧対照表にまとめたものでございます。

左側が現行の計画で、右側が改訂部分となっております。

今回の計画改訂につきましては、国の通知により改訂するものでございまして、改訂 の内容は 10 項目となっております。

改訂の理由につきましては、備考欄に記載しておりますので、お目通し願います。

なお、備考欄に記載のないものにつきましては、記載事項の追加でございます。

それでは10項目について説明いたします。

- ①の計画策定年度及び改訂年度につきましては、改訂時期の記載をするものであります。
 - ②の計画期間につきましては、改元の反映と西暦の併記でございます。
 - 2ページをお開き願います。
- ③の公共施設等の管理 (ユニバーサルデザイン化) に係る方針につきましては、方針 の追加でございます。
- ④の国管理施設との連携についての考え方につきましては、連携の考え方を追加した ものであります。
 - 3ページを御覧いただきます。
- ⑤の地方公会計(固定資産台帳)の活用につきましては、字句の時点修正でございます。
- ⑥のPDCAサイクルの推進等に係る方針につきましては、該当部分の追加でございます。

4ページを御覧いただきます。

⑦の過去に行った対策の実績、⑧の施設保有量の推移、⑨の有形固定資産減価償却率 の推移につきましては、それぞれが記載事項の追加であります。

5ページを御覧願います。

⑩の維持管理・更新等に係る経費につきましても、記載事項の追加でございます。

計画につきましては、これらの部分を改訂するものであります。

また、今回の改訂につきましては、国の通知による記載事項の追加や、これまでの取組の概要を資料編として追加するものでございまして、パブリックコメントは予定していないところでございます。

次に、資料2-2を御覧願います。

この資料は、ただいま資料 2-1 で説明を申し上げました改訂の項目のうち、資料編として追加する⑦から⑩までの 4 項目でございます。

大まかに説明を申し上げますと、1ページの1、市民と行政との共通認識を図るための取組から5ページ上の5,統一的な基準による地方公会計制度の導入までが公共施設白書の作成後に取り組んだ内容の記載となっております。

5ページの下の6、施設保有量の推移につきましては、計画策定時点からの削減面積

と割合を記載しておりまして、令和2年度末時点で 2.3%になっているという表示でございます。

内訳につきましては、6ページと7ページに記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

次に8ページを御覧願います。

8ページから 10ページまででございますけれども、7、有形固定資産減価償却率の推移でございまして、11ページから 16ページまでは、8、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みでございまして、これらを記載して、これまでの取組につきまして資料編としたものでございます。

部分的に説明を申し上げましたけれども、資料2-3を御覧願います。

これは、ただいま説明を申し上げました、改訂内容につきまして、それぞれの改訂内容を反映させた総合管理計画の案でございます。

後ほどお目通し願います。

公共施設等総合管理計画の改訂についての説明は以上でございます。

次に、資料3-1を御覧願います。

この資料は、公共施設等総合管理計画の第1期中期計画に係る令和4年度の取組状況 についてまとめたものでございます。

1、先導的な取組による施設保有の見直し方針による取組につきましては、先ほど説明を申し上げました見直し方針において、見直し区分を廃止、譲渡、転用、規模縮小とした施設について、(1) の表のスケジュールで取り組んでいるものでございます。

スケジュールでは、5月24日に施設所管課の担当者説明会を開催しまして、職員間で 基本的な考え方の共有を図ったところでございます。

その後、6月から11月までの期間で利用者や関係団体等との意見交換の場を持ちまして、各施設の課題等の洗い出しを行い、今年度中に課題等について取りまとめることとしているものでございます。

2ページをお開き願います。

(2) 施設保有の見直し区分の考え方でございます。

これは、見直し方針から抜粋したものでございまして、見直し区分の考え方を示したものであります。

太枠で囲んでいる部分が、今年度から取り組んでいる項目となります。

この表には、前々年度、前年度、実施年度というように記載しておりますけれども、 施設保有の見直しにつきましてはおおむね3年程度の期間が必要になると考えまして、 3年間をサイクルとした計画を立て、取り組んでいくとしたものでございます。

3ページをお開き願います。

(3) 公共施設等の縮減に向けた基本的な進め方について、その取組内容を図に表したものでございます。

進め方につきましては、左から、まず施設の状態の確認をしまして、次に施設の利用 者や関係団体等との意見交換の場を持ち、その後、意見交換の場などで出た課題などの 洗い出しを行いまして対応案の検討をするといった流れでございます。

対象としている施設につきましては、廃止済みの施設を除いた73施設としているとこ

ろでございます。

4ページをお開き願います。

この図は、廃止あるいは譲渡の手順について、イメージ図として作成したものでございます。

廃止につきましては、用途廃止後、安全な利活用の適否を確認しまして、その後、安全な利活用ができる場合は売却を検討し、安全な利活用ができない場合や、売却できない場合は解体を検討するという手順でございます。

譲渡につきましては、用途廃止後、譲渡の相手先があれば譲渡を検討し、譲渡の相手 先がなければ、安全な利活用の適否を確認し、安全な利活用ができる場合は売却を検討 することとしております。

それから、安全な利活用ができない場合や、売却できない場合は解体を検討するという順番で進めてまいりたいという図でございます。

5ページをお開き願います。

2の個別施設計画の作成についてでございます。

個別施設計画の作成につきましては、公共施設の予防保全を実施する施設を対象としまして、保全工事予定表、個別施設計画と言いますが、この個別施設計画を作成することとしております。

(1) 保全に関する対応方針ですけれども、この表は公共施設等総合管理計画の第1期 中期計画から抜粋したものでございまして、予防保全、事後保全、改良保全といった対 応方針の考え方をまとめたものでございます。

この中で予防保全と区分したものが個別施設計画の作成対象となる施設でございます。 6ページをお開き願います。

(2) 個別施設計画作成状況でございます。

この表は施設分類ごとの個別施設計画の当市の作成状況をまとめたものでございます。 表の右側になりますけれども、インフラ系施設を記載しております。

インフラ系施設につきましては、全ての施設分類で個別施設計画を作成済みとなって おります。

左側の建物系施設につきましては、学校教育系施設、公営住宅施設、下水道施設は作成済みではありますけれども、その他は未作成でありまして、未作成の施設分類について作成を進めているところでございます。

7ページをお開き願います。

令和4年度のスケジュールでございます。

今年度は6月15日に、施設所管課の担当者説明会を開催しまして、個別施設計画の作成について周知したところでございます。

今後1月までの間に、施設所管課において個別施設計画の原案を作成し、今年度中に 財政課で取りまとめ、内容を精査する予定であります。

次に資料3-2を御覧願います。

この資料は、廃止や譲渡などの区分ごとの施設一覧でございます。

後ほどお目通し願います。

次に、資料3-3を御覧願います。

この表は、施設所管課で作成します個別施設計画のフォーマット、様式でございまして、記載例を示しております。

こういった個別施設計画をそれぞれの施設ごとに、今年度中に作成する計画でございます。

公共施設等総合管理計画第1期中期計画に係る令和4年度の取組状況についての説明 は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 :大変膨大な中身ですし、個々の資料等についてはこれから目を通すこととなりますが、 説明を受けましたので質疑を行います。 武田委員。

武田委員:廃止となりますと、受益者の方なり、周辺の住民の方々にはいろいろな課題があると 思いますが、今の進捗状況、それから地域からどのような意見が出ているのかお聞きし ます。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:11月までの間に、施設利用者や関係団体の方々と施設所管課において、意見交換をすることとしております。

そこで出された意見や課題を今年度中に財政課で取りまとめることとしております。 現在までの間に、意見交換会を持ちまして、出された意見につきましては、例えば、 譲渡後の維持管理費については地元では負担し切れないという心配があるとか、面積が 大き過ぎるとか、もう改修もしなくていいので廃止してもらって構わないという意見も ございましたし、できれば使えるうちは使わせてもらいたいという意見もございます。

そういった意見など様々ありますけれども、頂いた意見を集約して、どういった方向で取り組めばいいかということを今年度中にまとめるスケジュールになっておりますので、そういった進め方をしております。

以上でございます。

委員長 : 武田委員。

武田委員:そういう話合いをしていただいているとのことですが、そもそも話合いに来ていただ く方々の範囲とか、立ち位置とか、そういった方々は全くフリーなのか、あるいは何か 縛りがあって意見させているのか。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:御意見を伺う方々につきましては、施設を利用されている方々ですとか、指定管理施 設であれば指定管理者、あとはその施設が所在する地元の方々というところに声をかけ て、それぞれ地域ごとに取り組んでいただくこととしております。 そういった方々からの御意見を集約するのが今年度のスケジュールであります。

委員長 : 武田委員。

武田委員:さっきのフロー図を見ると、廃止と言いながらも受皿があれば譲渡という方法もあって、それで安全の確保も検討していくということです。

これにも限りがあると思うので、その辺の要件はどのようになっていますか。のべつくまなく安全対策を施して、譲渡するという話にもならないのでしょう。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:そのあたりについても、頂いた御意見から、どういったことが課題になるかということを抽出しまして、それに対処していくという方向になろうかと思います。

ですから、この施設は引き受けてもいいけれども、1回直してくださいという御意見 もございまして、様々ございますので、これから取りまとめをして皆様にお知らせして いくことになろうかと思います。

委員長 : 武田委員。

武田委員:廃止施設の中には、例えば民間で経営できるような施設もあるのではないかと見える わけですけれども、かなり大がかりな手を加えてでも、存続が住民にとってプラスにな ることとなれば、そういった協議もしていく必要が出てくることになろうかと思います が、延命策の線引きがケース・バイ・ケースというのではなかなか理解できないところ があります。

その辺の考え方がそもそもあって、テーブルに着かないとまずいのではないかと思うわけですが、いかがですか。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:資料3-1の4ページに手順を図にしたものがございまして、廃止と譲渡の手順を示しておりました。

廃止の場合は、用途廃止してから、安全な活用ができるかどうかを確認しまして、まずは売却の手続を取ります。

安全な利用が可能であれば売却の手続を取りますし、安全な利用ができないというの であれば解体の手順ということです。

それから譲渡につきましては、用途を廃止した後に、安全確認の手前にまず譲渡があるということです。

譲渡先がなければ、先ほど廃止と同じ手順で安全な利活用ができるかどうか。 それから、その次は売却または解体というような手続をしようという考えでございま す。

委員長 : 武田委員。

武田委員:その考え方は、この図を見て理解したところです。

例えば、老朽化したので廃止にしなければならないというような施設を、何らかの形でサービスを継続するために、安全対策をして譲渡するというのは、経費の部分です。 市がどれだけの手だてをするかということが、この建物はこうですよ、別の建物はこうですよ、相手相場ですよと、こちらは協議中ですよとか、そういう考えなのかどうかについてお聞きします。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:基本的には、譲渡とか廃止と区分したものについては、そのままというような考え方でおりますが、ただ、その考え方についても、ただいま意見を頂いている最中ですので、そういった意見を反映させながら、考えていくことになろうかと思います。 基本は緩やかに縮減していくという考え方でございます。

委員長 :武田委員。

武田委員:今はそこまでは立ち入った協議はしていないということで理解してよいですか。 基本ベースは持っていないと。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:基本的な考え方は、これ以上手を加えないということですけれども、そうは言っても、 全ての施設がそういう考え方でいけるかというと、まだ分かりませんので、それは御意 見を頂いてから対処するという考え方になろうかと思います。

委員長 : 佐藤幸淑委員。

佐藤(幸)委員:計画が見直しというところで今進んでいるとのことですが、もう少しファシリティマネジメントの要素を盛り込んだ取組でもいいのではないかと思いますが、これまでの検討も含めて、令和4年度のスケジュールはどうでしょうか。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:基本的には資料1-1でお示ししたとおり、先導的な取組による施設保有の見直し方針では、保有の維持とした施設が73、これは長寿命化の改修をしたり、修繕したりというようなことで残していきましょうとする施設です。

ただその中には、転用をしたり、規模を縮小したりしても残していきましょうといった施設がございます。

一方で、保有の縮減をするというのは、市の財産ではなくすという意味ですが、その 保有の縮減をするとしたのは、廃止または譲渡ということで 69 施設ございます。

こういった施設を、それぞれ今後の取組について区分したのが、保有維持については5つの区分、それから保有縮減については2つの区分で検討するという方向ではあります。

ただ、先ほど申し上げましたように、施設を利用されている方ですとか、指定管理施設であれば指定管理者、施設が所在する地元の方々などから広く意見を聞いて、これはこういった施設の使い方がいいのだとか、またはすぐ廃止していいのだというような意見があれば、そういうことも施設の維持管理に反映させて取り組んでいくということになろうかと思います。

ですから民間に譲渡するなり売り払って活用したほうがいいという御意見であって、 なおかつその施設を引き受けてくださる会社なり、個人なりがいらっしゃれば、その方 向で検討ということもあるかと思います。

委員長 : 佐藤幸淑委員。

佐藤(幸)委員:中身は十分理解をしているつもりでございます。

ただせっかく見直し案が今進んでいる中で、廃止が何施設、譲渡が何施設というようにバンバンとやるのではなくて、先ほどの答弁でもあったように、実質的には徐々にというのが現実的だと思っておりますので、やはりそういった部分でもファシリティマネジメントの考え方を全面的に出していったほうが、市民の皆さんとの説明会のときにでも、市当局としても説明しやすいでしょうし、説明された側もそういうことも考えてできるのだというようなところがあれば、削減とか廃止はなかなか難しいと思います。

そうしたときにライフサイクルコストを前提に、先に織り込んだ中でファシリティマネジメントの考えに基づいて進めていくこともうたって、掲げたほうがよいと思いますがいかがでしょうか。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:保有の維持とかの縮減等区分したものを、今回の第1期中期計画での考え方ですけれ ども、先導的な取組による施設への見直し方針を3つ絞り込んだわけです。

まず一つは、築年数が 41 年以上経過したもの、それから、施設の規模については、延べ床面積が 300 平方メートル未満の、あとは公共性が低下したものというのがありますが、分かりやすく言いますと、民間事業者でもその事業ができるのではないかといったような施設、こういったものを抽出しますと保有維持としたものが 73 施設、それから保有を縮減するとしたものが 69 施設になりましたということです。

それから、それぞれの施設の保有維持でも、保有の縮減でも、取組につきましては、 保有維持をする施設については個別施設計画を作成し、今後その施設を30年間維持管理 していくための、例えば屋根の塗装ですとか外壁の補修とか、それから空調をどうする かとか、そういったような30年間の施設メンテナンスの計画を作成します。

それから、保有縮減とした施設につきましては、3年のサイクルで、その保有、廃止、 用途廃止ですとか、譲渡に向けた取組を3年サイクルで作業を導入していくというよう な考え方で今年度からスタートしておりました。

今年度からの取組になるものですから、まずやってみなければ分からないというところがございまして、やりながら緩やかに縮減していこうという考え方であります。

委員長 : 佐藤幸淑委員。

佐藤(幸)委員:従来の施設の管理というような部分から、施設経営だったり、あるいは戦略的 な部分も含めて公共施設の見直しを図っていくべきだと思いますので、引き続きよろし くお願いします。

委員長 : 佐藤浩委員

佐藤(浩)委員:例えば今回の中里市民センターのように地震で壊れたものはこの計画の中では 盛り込まれているのでしょうか。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:中里市民センターの場合は、施設規模が300平方メートル未満ではないので、今回の 見直し方針で取り組む施設には入っておりません。

委員長 : 佐藤浩委員。

佐藤(浩)委員:災害等で、例えば300平方メートル以下の施設で被災したものについては、もちろん状況にもよるけれども、修繕するのか、やる必要がないのか、聞き取りとか何かの取組を早くやらなければいけないのではないかと思うのだけれども、随時そういった状況があったときについては、対応していくという考え方でいいでしょうか。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:今回見直しをするというグループに入っていない施設については、その都度判断する ようになるかと思います。

今回は、先ほど申し上げました3つの条件に該当する施設、それぞれ73施設、69施設となりましたので、それ以外の施設は今後、その都度判断していくということになります。

委員長 : 佐々木委員。

資料の確認ですが、資料 2-2、6 施設保有量の推移に、計画策定時からの削減割合が 2.3% とあります。

廃止、譲渡の方針の施設の一覧表があるのですが、2.3%の計画実現ができた施設の表というのは、あるのかないのか、記載の必要性がないのか確認したいと思います。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:その表につきましては6ページ、7ページに行政財産の延床面積の推移のところで記載しているところでございます。

委員長 :武田委員。

武田委員:見直し区分で譲渡としている施設の譲渡先にはどういう順位があるのかどうかお聞き します。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:譲渡としている施設は、コミュニティセンター、地区の集会所として活用されている 施設が多いと思います。

利用者が特定の地区となる施設、それから民間で同様のサービスが提供されていて、代替施設、代替機能があるものについては、譲渡するという考え方でおります。

委員長 :武田委員。

武田委員:譲渡をするときの相手先は。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:相手先については、利用の実態に合わせて、つまり地区の集会所として活用している 施設については、その地区への譲渡が、優先順位が高いと思います。 そうではない施設については、その都度の判断になるかと思います。

委員長 : 武田委員。

武田委員: それはそのとおりだと思います。

実際には譲渡となれば、これまでも無償譲渡であっても維持管理費が捻出できないので引き受けられないとか、そういう話がどんどん来ていたわけです。

そういう中で、例えば、その施設がどうしても地元に譲渡できないのであれば、地元の方々としては、何とかそのまま市に管理してもらって、自分たちの建物として利用したいという希望があると思われるのだけれども、この計画からすると次の譲渡先はどこ

になるのか、譲渡と決めたときに。

全然関係のない人たちが、この施設を別な用途として使いたいから購入したいとなったときに、譲渡先の対象は市内の個人、事業者、あるいは、全国まで広げるのかどうなのか。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:譲渡の区分とした施設で、地元では引き受けられないという施設については、施設の貸付や、それから先ほどの手順の図にもありましたけれども、売却という形で検討するようになると思います。

市としては、貸付けについては、雇用の場として、雇用が増えるのであれば、貸付料 も見直してもいいのではないかということで検討に入ったところでございまして、今後 検討していくことになろうかと思います。

委員長 : 武田委員。

武田委員: それぞれの自治体の施策として取り組んできたものの産物が、地区ごとに違うような 状態で、市民の生活に影響がある取組をされているということなのです。

旧一関市と他の町村では取組方が違っていたということが合併時に分かって、私は是 正を早くしなさいということを申しましたが、いろいろな背景があって難しいと。

これが多分今回の譲渡や見直しという話になったときの難しい問題になると思います。 地域コミュニティーの場がない、しかしながら 10 世帯や 20 世帯の自治会で大きな施 設は維持管理できないと、何とか市でやってくれという話でずっとやってきた経過があ るわけですよ。

これをどこで断ち切るのか、断ち切れないのですかと、そうであれば市全体の中で考え方を見直さなければならないという話になってきます。

私が申し上げなくても分かっていらっしゃると思うので、私たちのところでは 650 世帯ぐらいあるところに、自分たちで建てたウサギ小屋みたいな自治会施設を自分たちで維持管理しているところもあれば、そうではない違ったところもあって、同じ市の中で何十年と横たわっていた問題ではないのですかと当初から話してきました。

今回はどうなのですかという話を聞いています。

委員長 : 千葉総務部長。

総務部長:譲渡という中でも今お話がありました地域に密着して、利用者が特定されているもの については、ほかの方、ほかのところが引き受けることにはならないのが現実的なとこ ろだと思います。

譲渡する際は現状のままというのが基本的な考え方ですが、古い、修繕が必要だというものについて、譲渡を前提とした話合いの中で、個々の状況によっては、必要な支援について検討しなければならないと思いますし、一方でかなり大きな施設もありますの

で、こちらについては、譲渡先としてあり得るのであれば、そことの話し合いということになると思いますけれども、その場合でも基本は現状のままということですので、やはり譲渡対象となっている施設については、現実的には譲渡による課題を洗い直しまして、そこまでして譲渡するのかということになると、廃止という話になる部分もあります。

大きな方針は決まっていますが、やはり個々の状況によって検討していくものでございます。

委員長 : 佐々木委員。

佐々木委員: 先ほどの質問と関連するのですが、縮減済みの2.3%の内訳を見ると、計算根拠は、 施設の面積、所有面積に対する削減面積になっております。

2.3%の内訳を見ると、面積の大きい閉校した小学校の施設数が多いという内容を踏まえて、第1期中期計画、縮減率10%を目標にしていると思うのですが、30年で3割、担当部としての感覚ですが、今回廃止ないしは譲渡で出されております施設一覧表を見て、令和8年度までの計画期間の中で、目標値に対する達成可能なリストアップになっていると捉えているのか、基本的に現在の市民に対するサービスとして必要な施設としての視点から、整理されたものなのか、その辺の2点です。

各計画目標値の達成に向けてのリストアップになっているのかということと、施設と してのリストアップなのか、その辺をお伺いしたい。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:見直し方針については、面積要件からすれば、10年間での達成目標を意識した話になっていますので、先ほど申し上げました築41年以上ですとか、あとは延べ床面積が300平方メートル未満の施設というような、条件に合致する施設を抽出して令和8年度までの取組をしているわけでございます。

ただ、達成できるのかどうかということになりますと、初めての取組ですので、利用されている方々や施設が所在する地元の皆様の御意見を聞きながら、先ほど申し上げましたように緩やかに対応していくというのが現実的な路線というように思っておりました。

委員長 : 佐々木委員。

佐々木委員:30年間で3割というような、単純に今の人口減と行政の体質改善というか、サービスの体質改善を念頭に置きながら、こういうプランニングをされているというように思いますが、現在所有している施設総面積、施設のありようからして、第1期中期計画でリストアップされた施設名の状態、実態から見て、3割をセッティングすることが行政サービス上、要するに市民が求めている公の対応と矛盾というか逆行しないのかどうかというところの感覚を、担当部としてお伺いしたいと思います。

委員長 : 小野寺財政課長。

財政課長:公共施設等総合管理計画を策定するに当たりまして、今後30年間で今の施設を更新した場合に、どれくらいの費用がかかるかということを計算しましたし、それから、管理 運営費はどれぐらいかかるかといったものも算出しました。

必要な更新費用に対して、管理運営費用の縮減がどれくらいあればよいかといったところを、30年間で接点を出したわけです。

接点を出したところ、30%という数字になっておりました。

更新費用に対する施設の管理運営費用のちょうど接点が3割、30%というところになりましたので、そう設定いたしました。

人口減少の速度ですとか、そういったものもこれから変わってくるかもしれませんが、 30年間で30%としたのは、そういった考え方であります。

委員長 : ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長:なければ、質疑を終わります。

以上で、公共施設等総合管理計画の取組についての調査を終了します。

総務部長をはじめ、当局の皆さんには、お忙しいところありがとうございました。 ここで、職員退席のため暫時休憩します。

(休憩 14:34~14:37)

委員長 :休憩前に引き続き再開します。

次に、調査項目について議題とします。

当委員会において、12項目の調査事項を定め、調査することとしておりましたが、今後の進め方について協議いたしたいと思います。

事務局から説明させます。

熊谷書記。

書記: 資料に基づきまして説明をさせていただきます。

調査項目12項目の進め方についての案でございます。

進め方の内容につきましては、少し時間がたってしまいましたが、5月の委員会において確認をいただいておったところでございます。

その中で、資料の濃い黄色のところが、まだ実施をしていないところでございまして、 今後実施をしてはどうかというところでございます。

縦の区分ごとに説明をさせていただきます。

まず、当局から説明を受けるものということで、昨年度も説明を受けたところですが、

様々な動きがありますので、現時点での取組ということで説明していただくというものについて、まずは本日、1番の公共施設等総合管理計画について説明を追加で受けたところですし、3の光ファイバーにつきましても4月に説明を受けておるところでございます。

それから 10 番の指定管理と 11 番のふるさと納税につきましては、今後、当局から説明を受けていく予定になっております。

9番の地域づくりの現状、それから 10番の指定管理に係る関係者との意見交換につきましては、先般行っていただきました、市民と議員との懇談会の中で、対応済みというようなことで捉えております。

11番ふるさと納税につきましては、先の決算審査の分科会の中でも様々議論があったところですけれども、中間業務委託先となる世界遺産平泉・一関DMO等々の意見交換を設けてどうかという案でございます。

管内調査、現地確認ということでは、今お話のあった公共施設等の総合管理計画に伴う廃止、譲渡先の主な施設についての調査をしてはどうかというところですし、下の12番、防災・避難所という項目につきましても、主な避難所の確認をしてはどうかというところでございます。

それから、視察研修ということで、4番デジタル化・ICT化、それから5番の投票率向上、7番の危機管理の現状、8番の施策のプロセスというところにつきましては、当初、視察研修をしてはどうかという案でしたけれども、新型コロナウイルス感染症の再拡大や、あとは請願審査で時間を要してしまったこともあり、まだ具体的な中身に入っておりませんでした。

そこで次のページになりますが、たたき台ということで、視察研修の案をお示しさせていただきました。

まず、デジタル化・ICT化につきましては、陸前高田市と山形県の長井市を挙げさせていただきました。

陸前高田市につきましては、利用者向けデジタル活用支援事業ということで、総務省の事業ですが、その事業でICT支援員の育成や高齢者向けのICT講座などを実施しているところでございます。

長井市につきましては、スマートシティーということで様々な先進的な取組をしております。

高齢者向けのeスポーツ、デジタル通貨を導入しての無人店舗も運用しているというようなところでございます。

それから投票率向上ということで山形県を挙げさせていただきました。

山形県は、2022年の参議院議員通常選挙の投票率が全国1位ということでしたし、10 代の投票率が全国でもトップレベルにあるというところで、若年層の投票啓発事業を行っているというところでございます。

それから、愛知県知立市でございますけれども、知立市につきましては、早稲田大学 マニフェスト研究会が主管となっているマニフェスト大賞で、優秀躍進賞を取っており ますけれども、高校生議会というものを実施しているところでございます。

危機管理の現状につきましては、陸前高田市が地域防災リーダーを育成する防災マイ

スター事業に取り組んでおります。

それから、仙台市は防災環境都市ということで様々な取組をしておりますけれども、 この中でも固定電話への自動音声発信や、あとはヤフーと連携した防災速報アプリ、そ ういったものを実施しているところでございます。

政策のプロセスにつきましては、例えば、北上市では行政マネジメントシステムということで事務事業評価に取り組んでおりますし、奥州市では議会政策サイクルということで、市当局で計画を策定する前に議会が関与して進めているという先進的な取組を行っております。

その他といたしまして、遠野市の本の森であったり、矢巾町のやはパーク、これらは 住民の活動施設ということで、参考になるのではないかというところでございます。 説明は以上でございます。

委員長 : 当初はかなり精力的に調査をしていたわけですが、他の案件も生じましたので、現状 はただいま説明があったとおりでございます。

以上の説明を受けまして、今後の進め方について協議をしたいと思います。 佐藤浩委員。

佐藤(浩)委員:デジタル化・ICT化に関連する話ですけれども、デジタル庁ができて1年たったということで、デジタル田園都市国家構想というものに全国的に優秀なところが手を挙げてやろうとしております。

本当に先進的な都市づくり、まちづくりをやっているというところで、その辺の情報を事務局でつかんでいただいて、その辺の研修ができるのであれば、例えばデジタル庁に直接赴いて聞いてもいいし、例えば、そこに手を挙げている自治体があれば、そういうところの視察を行ってはどうかと。

というのは、当市はそういったものへの動きが鈍いというか、せっかくそういったものがあるのであれば、積極果敢に研究しなければいけないのではないかという思いがするので、その辺、事務局で探ってみてくれませんか。

各自治体、すごい人を招いていろいろなことに取り組んでいるようなので、研修としてその中身を知ることもだし、実際どういう格好でやっているのか、それも勉強できたらよいと思っての提案です。

委員長 : その辺の調査をして、資料の収集をしながら、今後の取組を考えるということで、対応したいと思います。

武田委員。

武田委員:全てに対応するという話にはならないと思うし、それから県外に行ける状態にあるの かどうなのかと。

だとすれば県内であれば、日帰り対応ですから、私はあまりちゅうちょせずに、可能なものについては視察先との交渉をしていただいて、進められるものは進めるべきだと思います。

次年度になれば、次年度のものが出てきますから、いずれ年度内に、計画したものは 消化できるような、そういう日程が組めるかどうかということが、共通認識として必要 だと思います。

県外に出て行けないとすれば、オンラインではどうかという話にもなります。

私は訪問先が県内というものであれば、全て年度内に調査に取りかかれるのではないかと思いますけれども、その辺の共通認識をしていかないと、どれぐらいのボリュームでやっていけるのか、とりあえずその話合いからスタートしないと難しいと思います。

委員長: 県内での視察を計画してはどうだという提案でございますけれども、2ページには、 具体的な訪問先として陸前高田市、それから北上市、奥州市、遠野市、矢巾町とありま すけれども、皆さんで今年度中に、できるだけ県内の視察調査を行うということに取り 組みたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤浩委員。

佐藤(浩)委員:議会としては、今はどこに行っては駄目だとはしていなくて、県外からの視察 も受け入れています。

県内の各市町村議会、県議会でも視察に行ったり、受け入れているという状況の中で すので、もちろん県内であれば近くていいのですが、県外であっても視察したいという ところがあれば、進めていいのではないかと思います。

その辺について、可能なところがどこになるか、正副委員長にお任せしたいと思うけれども、県内に限らず、県外でも、行けるのはないかという気はしています。

広域行政組合議会も県外に視察に行くということなので。

委員長 : 視察を実施して、調査事項の理解を深めるということで進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう取り進めます。

正副委員長で具体的な訪問先と時期を明示したいと思いますけれども、いずれいろいろ委員会とか会議があり、それから時期も11月が迫ってきましたので、忙しい日程だと思いますけれども、皆さんの御意向を受けて、視察については、具体的に検討を進めて、皆さんにお諮りしたいと思います。

武田委員。

武田委員:私が提案をしました施策のプロセスについてですけれども、当局に何度も質問して、 提案をしてきたところですが、最終的には、費用対効果的な話をされて、手間暇がかか るという話ををされましたが、他市ではやっているところもあります。

その中で、先ほど委員長がおっしゃったように、奥州市議会そのものが評価をしています。

当局がやらないのであれば、議会がきちんと政策評価をするというのが、私たち議員の使命でありますから、そちらのほうに軸足を置いていきたいと思ってますので、正副委員長で、計画を立てるときの参考にしていただければありがたいと思います。

委員長 : ほかに、この調査項目について何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で、今後の調査項目についての協議を終わります。

そのほか、皆さんから何かないでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長:ほかになければ、予定した案件を終わります。

以上で、本日の委員会を終了します。

御苦労さまでした。

(午後2時55分終了)